

# 六戸町ふるさと納税お礼の品提供事業者募集要領

## 1 目 的

六戸町の魅力や特産品をPRすることを目的に、六戸町へふるさと納税をされた町外の方(以下「寄附者」という。)へ進呈する、お礼の品(特産品)(以下「お礼の品」という。)を提供していただける事業者(以下「提供事業者」という。)を募集いたします。

## 2 提供事業者

お礼の品を提供できる事業者は、次に掲げる要件を満たすものとします。

ただし、町が適当でないと判断した場合には、認定しないことができるものとします。

(1) 六戸町内に事業所(本社・支店、製造、販売など)を有する法人又は個人事業者等。

ただし、六戸町内で生産された物品又は提供されるサービスを取り扱う町外の事業者については、提供事業者として認める。

(2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

## 3 お礼の品の要件

お礼の品として取り扱うことができるものは、次の地場産品基準のいずれかに該当するものであることが要件となります。

ただし、町が適当でないと判断した場合には、認定しないことができるものとします。

(1) 地場産品基準

① 町内において生産(栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等)されたもの。

② 町内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの。

③ 町内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。

③-イ(熟成肉) 青森県内において生産された食肉を原材料として、町内において熟成したもの。

③-イ(精米) 青森県内において生産された玄米を原材料として、町内において精白したもの。

③-ロ(企画立案) 六戸町において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が町内において生じている旨の証明ができるもの。

④ 当該返礼品が町内で生産されたものであって、近隣市町村で生産されたものと混在したもの。(流通構造上、混在が避けられない場合に限る。)

⑤ 六戸町の広報の目的で生産された六戸町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これに類するものであって、形状、名称その他の特徴から六戸町の独自の返礼品であることが明白なもの。

⑥ ①から⑤に該当する返礼品と当該返礼品に付帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの。

⑦ 町内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。))の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が六戸町に相当程度関連性があるもの。

⑦-2(宿泊) 町内に所在する宿泊施設であって、青森県内においてのみ宿泊施設の運

営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、青森県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務。

- ⑦-3 イ5万以下（宿泊） 町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき1人当たり5万円を超えないもの。
- ⑦-4（電気） 町内において地域のエネルギー源により発電された電気。
- ⑧-イ 六戸町が近隣市町村と共同で前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの。
- ⑧-ロ 青森県内の複数の市町村と連携し、当該連携市町村内において前各号のいずれかに該当するものを青森県及び当該市町村の共通の返礼品にするもの。
- ⑧-ハ 青森県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品および当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれの返礼品とするもの。セット 前各号のいずれかに該当する返礼品同士を組み合わせた返礼品。

#### （2）寄附金額の設定

礼品の調達価額が寄附金額の3割以内になること。

また、その他の経費を含め寄附金額の5割以内となるように町で寄附額の設定を行う。

### 4 提供事業者のメリット

- （1）町のホームページ、町と契約するふるさと納税サイト、ふるさと納税パンフレットなどに、お礼の品に関連する提供事業者名・商品名などを掲載することが出来るものとします。
- （2）お礼の品の発送時に、自社パンフレット等の同封により自社商品をPRすることが出来るものとします。

### 5 募集期間

随時募集するものとします。

### 6 申込方法

六戸町ふるさと納税お礼の品提供事業者申込書(様式1)及び、六戸町ふるさと納税返礼品等提案書(様式2)に必要事項を記入のうえ提出するものとします。

### 7 個人情報の保護

寄附者の個人情報は、お礼の品の発送以外の目的に使用することはできないものとします。

### 8 その他留意事項

- （1）提供事業者は、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに六戸町ふるさと納税返礼品変更届(様式3)を提出するものとします。
- （2）提供事業者は、お礼の品について発送の遅延、販売中止、品質・発送過程での事故及びその他問題が生じた場合は、速やかに町へ報告するものとします。
- （3）提供事業者は、お礼の品の品質等について寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとする。また、その苦情内容を町へ報告するものとし、町はその責任を一切負わないものとします。

(4) 町は、提供事業者からの申込内容に虚偽があった場合、又は町に損害を及ぼす行為があった場合は、その登録を取り消すものとします。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月12日から施行する。